

第8回和歌山市子ども・子育て会議

日 時：平成27年2月13日（金） 14：00～16：00

場 所：和歌山市役所14階 大会議室

出席：委員15人

担当課等

福祉局長 こども未来部長

子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

地域保健課 教育政策課 学校教育課 教職員課 青少年課

保健対策課 総務企画課 人権同和施策課 市民協働推進課

生涯学習課 教育研究所 保健給食管理課 国保年金課 男女共生推進課

産業企画課 障害者支援課 市民図書館 商工まちおこし課

1 開会

福祉局長： 本日は、お忙しいところ、本会議にご出席をいただきましてありがとうございます。

また、平素から本市の福祉行政にご支援・ご協力ありがとうございます。

平成27年度からスタートします子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に向け、委員の皆様には、度々の会議へのご出席をいただき、ご意見を頂戴しながら、昨年12月末には、和歌山市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントを実施することができました。

本日の会議においては、パブリックコメントの報告も含めまして、いよいよ計画については決定していく運びとなります。平成27年度からは、本計画に基づき、新制度の目的でもあります「幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する」ため、様々な施策を展開してまいりたいと思います。それには今後も委員の皆様のご支援・ご協力が不可欠となりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日も委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

会 長： 皆様、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨年末は、認可されたこども園が認可を返上したと聞きました。また、新制度もそこから出すといわれていた消費増税も先送りになり、どうなるのかと案じたまま、年が明けますと、早速こども園の補助金を見直すということになったようです。新年度の当初予算は5,000億円の確保ができたとのことで、取り組んでいく見通しがあるということです。4月からは予定通り進めていくということですので、心強い決定です。私たちも今まで、審議してきました教育・保育、子育て支援の充実、この事業につきまして、

何とかこの4月から皆さんにご審議いただいた計画について実施していくことができるだろうと、明るい気持ちでおります。

皆様のご自宅のほうに届いたでしょうか、計画案について皆様お目通しだとは思いますが、今日は子育て支援事業計画の決定のための審議ということになりますので、よろしく願いいたします。

2 議題

(1) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

事務局： 第7回の会議（前回の会議）において、和歌山市子ども・子育て支援事業計画（素案）を提示し、持ち帰っていただき意見票をいただきました。資料2が、その際の委員の皆様のご意見と対応をまとめているものとなりますので、またご確認いただければ・・と思います。

それらのご意見を勘案したものを、案として修正しまして、12月25日から30日間のパブコメを実施した次第です。（パブコメ結果につきましては、議題（2）でご説明させていただきます。）

パブコメ実施以前に、委員の皆様には、ご意見を勘案した実施計画（案）を送付させていただいております。

お手元の資料1の冊子についてですが、その後も、慎重に各担当課においても確認し、修正を加えました最終の計画案について、お示ししています。

こちらについては、前もって送付させていただきました計画案と、内容は同じものとなります。（少し課名などの表記訂正はしていますが）

本日はこの最終計画案について、ご審議のあと、ご承認いただければと思っております。よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。

それでは、皆様まず目次をご覧ください。第1章計画策定にあたって、第2章和歌山市を取り巻く状況、第3章計画の基本的な方向ですが、ここまですみましては、何度も調査段階から見せていただきました。一括してここまで、お気づきの点がございましたらお願いします。事務局はここまで何かありますか。

事務局： はい。18ページをご覧ください。次世代育成支援行動計画（後期）の評価のページです。前回お示した評価は平成24年度のものでしたが、実績が出そろいましたので、直近の平成25年度の評価にしておいております。

また、34ページをご覧ください。課題のまとめですが、（ここは次世代後期計画の評価と和歌山市の状況、アンケート調査結果から課題をまとめています。）次の第3章の新計画基本目標の柱に合わせて、前回の素案から、順番を入れ替えています。課題内容としては同じものです。以上です。

会 長： 3章までで何か委員の皆様からはございませんか。

<意見等なし>

会 長： ここまではよろしいですか。では、4章に進みます36ページをご覧ください。まず基本理念がありまして、基本目標として7つあがっております。その基本目標のなかに更に細かく分類された目標がいくつかあがっております。第4章の審議はこの基本目標ごとに順番に行っていきたいと思っております。次のページをご覧ください。ここに基本目標の一つ目が出てきます。そして(1)から(5)まで、5つの目標があります。まずはここまですべて40ページから45ページまででご意見がございましたら、お願いします。

<意見等なし>

会 長： 皆様よろしいですか。ひとつずつ確認を取っていきます。皆様ご承認いただけますでしょうか。

<承認>

会 長： では、基本目標2に進みます。46ページから53ページになります。この間でご確認が必要なこと、ご質問等ございませんか。

事務局： はい。事務局からひとつあります。53ページをご覧ください。施策No.6 4 施策名「子ども医療費助成」ですが、「乳幼児等医療費助成」から施策名が変更しております。内容につきましても、保険診療の自己負担額助成について、小学校卒業から中学校卒業までとなりましたので、そのように変更しています。

委 員： 中学校卒業までの医療費が入院について、補助されるということですね。これは5年で見直しだと思いますが、市長の公約に医療費のことが他にも補助されるということがあったと思いますが、どうだったのでしょうか。

事務局： はい。市長の公約の中には確かに「小学校卒業までは通院にかかる医療費を無料とする」といったものがありましたが、この度、通院についてはそのままですが、入院について、小学校卒業まで無料であったものが中学校卒業までとなりました。

会 長： 他にございませんか。

委 員： 児童館は和歌山市内では、どこに何箇所ありますか。

子育て支援課長： 和歌山市内8か所です。場所は北から、木ノ本、平井、善明寺、西和佐、岩橋、鳴神、芦原、杭ノ瀬です。指標にあります利用人数としては、子ども会を

中心に活動していますので、多数利用者があります。和歌山市の場合は、小学生以上の子どもが対象となりますが、午前中は、子育てサークルなどの団体に利用していただいています。

委員： 52ページの施策No.6 1の認定こども園の普及の推進について、認定こども園の平成25年度の現状値は2か所、幼保連携型認定こども園は1か所となっております。平成31年度の目標値はそれぞれ29か所、27か所となっておりますが、この数字の根拠について教えていただけますでしょうか。

子育て支援課長： 以前の事業者の意向調査等をもとに算出しておりますが、あくまでも目標値です。ここまで確実にというものではありません。

委員： この目標値から増減があるかもしれないということですね。

事務局： はい。

委員： 施策No.6 8の就学援助で示されている3点が揃えば、経済的な費用負担がほとんどなく就学できるという解釈でよろしいでしょうか。

学校教育課長： 就学援助の対象となるものは国からいくつか示されております。そちらに沿った形で就学援助を行っておりますが、この3点が揃えば補うことが可能であると考えております。

会長： ここまでは、項目が多いですので、あとで、またご質問をいただく機会を作ります。では、基本目標3子育てと仕事の両立支援の充実の審議に進みます。54、55ページになります。何かございませんか。

委員： 施策No.7 3の父子手帳の配布について、何年か前に出されたものであったと思いますが、そこから目標値を設定しているのでしょうか。

子育て支援課長： 3,000冊という目標値と実績ですが、出生数が約3,000人ありますので、母子手帳と一緒に配布することから数値を設定しております。印刷については、以前に15,000冊刷っておりますので、継続的に活用しております。その後は改定しながら、作成していく予定です。

会長： 他にご質問がないですか。最後に全体のご承認はいただきますが、この柱のご意見はありません。では、次に56ページから60ページの目標4について、ご意見がございましたらお願いします。

委員： 指標の現状と目標値の示し方についてです。例えば、施策No.8 1のひとり親家庭の施

策ですが、指標としては、受講者数となっていますが、情報交換の回数としては、どれくらいでしょうか。指標の値が人数で示されているものと、55ページの施策の指標のように啓発回数で示されているものがあります。これは、どのような意味でしょうか。ページを戻っての質問で、申し訳ありませんが、55ページの施策では、市として講演会のような啓発事業を行っているのか、それともどこかの企業に対して何らかの啓発を1回働きかけたのかどちらになるでしょう。また、施策No.81は受講者数とありますので、何かの機会を設けておられるのだろうと推測できます。内容を見ると、「講座を開講し」とありますので、講座だろうとわかりますが、その辺のバランスというか、整合性はいかがですか。

こども家庭課長： 施策No.81の事業は受講者数で示しておりますが、こちらについては母子寡婦福祉連合会に委託しており、お菓子作り教室やひとり親家庭の親子が楽しめる企画に参加された人数を記載しております。回数については、2回程度実施しております。

委員： 人数よりも回数が増えるということではないのでしょうか。そうであれば、回数で記載の方がよいと思います。この指標はそれぞれの施策担当課での痛い晩よいと考えられる指標だと思いますので、「こうすればよい」というのではないのですが。

こども家庭課長： 大体年2回程度開催しておりますが、27人は少ないと認識しておりますので、より多くの人に参加していただきたいとの思いから目標値を50人と設定しております。回数については2回程度でいきたいと考えています。

事務局： 定員割れしているところを定員に近づけることを目標としていますので、人数を指標としています。回数と人数については、各課で目標値を設定しております。

会長： 説明をうかがっておりますと、回数の記載もあればよいと感じます。担当課では、回数を気にして事業を進めていただいているのでしょうか。

事務局： お菓子教室等、違う内容で開催しておりますので、今のところは年2回となっております。

会長： 担当課が違いますので、それぞれのお考えのなかで設定しておられるのですね。

事務局： 承認をいただいた後に、回数と人数だけのところについては、両方の表記ができるかを担当課と調整させていただくということで、事務局に一任させていただきたいと思います。その後、会長にご連絡させていただき最終承認を得たいと思います。

会長： 参加人数と回数について、ご検討いただきたいと思います。他にございませんか。

それでは、「4様々な家庭への支援の充実」については、よろしいですか。

<承認>

会 長： では、61ページから66ページの「子どもの生きる力を養う教育環境の充実」について、ご意見がございましたらお願いします。

委 員： 施策No.107の読書活動については、各園や各学校で取り組んでいると思います。そのなかで、啓発回数の現状値と目標値が2回となっておりますが、まだまだ多様な場面での啓発が必要であると感じます。この2回は、どのような取り組みのことを示しているのでしょうか。

学校教育課長： 指標の啓発回数については、リーフレットを作成して保護者に配布しておりますものと、和歌山放送で啓発する時間をいただいております。この2回が啓発回数としております。

委 員： 施策No.113に「イントラネットの整備率」とありますが、イントラネットとは何でしょうか。

教育研究所長： 地域イントラネットとは、閉じられた環境の中で、安心・安全に情報を入手できる、また発信できるインターネットを整備したものです。閉じられた安心・安全環境の中でネットワークをつなぐものです。

会 長： 用語解説に追加願いたいと思います。

事務局： わかりました。ありがとうございます。

委 員： 61ページの施策No.103などで、「実施済み」「継続実施」などの表記のある目標がございますが、これは数値に書き換えできないのでしょうか。このような目標は、誰が見てもわかるような示し方が求められていると思いますので、説明を伴わなくても、わかるように、できるだけ数値で表記していただくようにご検討願います。

事務局： 担当課と調整しまして、数値で表記について検討させていただきます。

委 員： 施策No.126について、目標値が3倍以上になっていてありがたいと思いますが、どのような理由から3倍以上にされているのでしょうか。自分の子どもが対象だとなれば、学校に伝えればいいのか、何か手続きが簡単になるということもあるのでしょうか。

学校教育課長： 学校現場では、発達障害のある児童・生徒に対してどのような支援をしていく

のかということが大きな課題となっています。施策No.126にある特別支援教育・支援については、各学校から発達障害のある子どもについて報告を受けて、支援員を学校に派遣するというかたちとなっています。1人の子どもに対して個々に配置するのではなく、学校に配置して子どものサポートをしていくという制度です。

委員： そうなるとひとつの学校について1人ということですか。

学校教育課長： 現在、和歌山市に小学校は53校、中学校が18校あり、全部で71校ございます。平成25年度は20人、26年度は32人配置しております。今後は、できるだけ多くの支援員を派遣して各学校に1人、または複数配置できるように取り組んでいきたいと考えております。

会長： 他に何かございませんか。

<承認>

会長： では、「若者育成支援の充実」に移ります。P67ページから69ページまでになります。何かご意見がございましたらお願いします。

委員： 55ページにも関連しますが、69ページの「出産、子育て後の再就職の促進」というところで、今、少子化の中で女性の活躍がいわれております。しかし、未だにマタハラ等の相談についてよくお聞きします。女性が仕事をしながら子どもを生み育てることがまだ難しいような気がいたしますので、今後も事業者との連携や指導を含めて行っていただければありがたいと思います。

事務局： 前回からの変更部分について説明させていただきます。

67ページの施策No.133「子ども・若者相談支援の充実」について、施策内容と指標を変更しております。施策内容では、「関係機関との連携を図り、相談支援を充実させる」といった抽象的なものでしたので、具体的なものに変更しました。庁内で立ち上げております「子ども・若者支援庁内連絡会議」を中心に取り組んでいくという内容も明記しました。指標では、サポステ（サポートステーション）登録者数という形で具体的なものに変更しました。また、前は担当課を青少年課と新担当課という形で併記しておりましたが、関連課がいくつかありますが庁内連絡会議の中心となります青少年課と表記することとしました。

69ページの施策No.143「若者への就労支援の推進」についても変更しております。前回の素案では「引きこもりやニートに対して、ボランティアや社会体験、短期就労と段階を踏んで就労のサポートをします」という内容でした。しかし、若者の対象が引きこもり・ニートという形で限定されてしまうので、施策名に合った産業企画課での若者へ

の就労支援施策という形に変更しました。また施策No.144に「中間的就労の周知・啓発」がありましたが、今回は削除しております。その理由としましては、引きこもり・ニートの若者への支援というところでは、P67の「子ども・若者相談支援の充実」でまず相談支援を充実させて、その相談の先に中間的就労を経た正規雇用への支援も含まれるとの考えからです。

P69に、施策No.75再掲として記載しております。前回の素案では「再雇用制度の普及」と記載しておりましたが、妊娠・出産をきっかけに退職された女性の再雇用制度も含む女性の再就職の支援は施策No.75に含まれているということとし、再掲という形で掲載することとしました。

会 長： 今の説明も含めまして、ご意見があればお願いします。

委 員： 施策No.140について、目標が11校や30校と記載されておりますので、学校数だと思われませんが、先ほど小学校と中学校の総数が71校と言われていましたので、ぜひ全校を目標にさせていただきたいと思います。これは、5年以内に達成できる目標値と捉えているから、少し消極的にされているのでしょうか。他にも「出産・子育て後の再就職の推進」に関しても、講座回数を現状0回から目標を1回にしたり、「ハローワークの求人情報の掲載」は現状と目標が50回で同数となっています。これは、和歌山市としてできる範囲の目標値として記載されているということでしょうか。

産業企画課： 施策No.145では、県との連携で主は県となり、市は後方支援となります。そのため、このような記載となってしまいます。

学校教育課長： 情報モラルについての授業に関しては、どの学校でも必要なことであると認識しております。道徳の教材の中にもこのような内容が入ってきておりますので、必ず担任から指導をします。ここに示されている現状値が11校、目標値が30校といたしますのは、出前授業という形で少年センターが各学校に出向いて特別授業を行っている数です。ただ、少年センターだけが情報モラルの教室を行っているわけではなく、警察や携帯電話会社から出向いてくださっているものもあります。施策No.140の数値は、少年センターからの出前講座の数を増やしたいという意味での目標値です。

会 長： 他に何かございませんか。それでは、「若者育成支援の充実」についてはよろしいですか。

<承認>

会 長： では、第5章に移ります。P70～P86までになります。何かご意見がございましたらお願いします。今まで会議で何度も審議をしてみました。

会 長： P 7 1 では新設と加わっています。また各ブロックの説明で、備考に書かれている確認を受けない幼稚園についての説明が加えられるなど、分かりやすくなっています。

数字は見込み数が入っておりますので、現状を見ながら、考え直さないといけないことも出てくるでしょう。

委 員： 8 5 ページの 1 3 番の「新規事業として多様な主体の参入・促進事業」について、パブリックコメントにも質問があったようですが、その回答として「株式会社の参入はありません」とのことでした。それでは、新規参入されるのはどのような事業が考えられるのでしょうか。

事務局： あくまでも、今後の動向を見ながらということになります。基本的には、現状の幼稚園・保育所等、市の施設も含めて、そのなかで需要と供給のバランスを取っていきたいと考えております。今後人口動態など変化してきた場合は、小規模保育事業を取り入れていかなければならないのか、それとも市の施設をそのようなものに変えていかなければならないのかについて検討していきます。また、事業所内保育施設が施設型給付に移ってくる場合、地域住民の子どもを預かるための施策をしていただければ新規参入も考えられます。今はその様な考えはないのですが、今後、その様な事業者からの要望があった場合、また、動向によって必要になった場合の新規参入の可能性を示しているものです。

会 長： パブリックコメントの質問では、保育の質のことを心配されています。

今のような情勢の中で、今後取り上げていくことになるかもしれませんが、あくまでも保育が間違いのないように保育の質を考えていかなければなりません。この会議もそのためにあるものだと思います。

委 員： P 7 2 以降の利用率の記載についてですが、この数字はどのような計算でこの数字になっているのですか。

事務局： 実際の人口推計で算出した 0～2 歳児の人口になりますので、母数になる 0～2 歳の人口はこの表には記載がなく、1 1 ページのグラフの数字と合致することになります。

委 員： 母数を載せていただかなければわからないと思います。この表のそばにあるか、ページの記載でもいいのですが、お願いしたいと思います。また、3 号認定のみの利用率なので、表としては、2 号認定、1 号認定のところは斜線か何か引いたほうがよいのではないのでしょうか。

委 員： 一般的にみて、7 2 ページからの部分につきましては、議論を重ねてはいても、今も

ご質問があるように、分かりにくい部分であると思います。ぜひ市民目線で、分かりやすく表記のほうをお願いしたいと思います。

事務局： 分かりやすいように、表記を検討します。

会 長： お願いします。他に何かありませんか。それでは、第4章、第5章についてご承認いただけますか。

<承認>

会 長： ありがとうございます。87ページから第6章、88ページから資料編、P100からは用語説明が入ります。最後の資料集の中の確認もお願いしたいと思います。ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それではこの事業計画最後の確認です。ご承認いただけますか。

一 同： <承認>

(2) パブリックコメントについて

事務局： 平成25年12月25日から30日間のパブリックコメントを実施しました。ご意見としまして、計画を変更修正を検討するといったようなご意見はありませんでした。「和歌山市立幼稚園・保育所の今後のあり方について」のご意見についてもこちらの資料3にまとめておりますので、またお目通しいただければ、と思います。

このようなかたちで、この後ホームページのほうで公表していきたいと考えています。市民の皆様の貴重なご意見としましては多数いただいておりますので、今後、施策の運用のなかでは取り組んでいくことを検討したいと思います。

会 長： ありがとうございます。市の考え方や意見に対するコメントですので、もしお気づきの点がございましたら事務局に連絡していただきたいと思います。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可について

保育こども園課： <資料4を用い説明>

幼保連携型認定こども園の認可、申請状況について報告させていただきます。

現在、和歌山市にある幼保連携型認定こども園1園と合わせて、6園が、幼保連携型認定こども園に移行する申請を受け付けています。幼稚園から移行するところが3園、保育所から移行するところが3園です。先ほどからご審議いただきました計画の需要の枠内の定員数の受け入れをしたいとの申請です。

また、移行特例を使う部分が、資料4の右に示しているとおりに、保育教諭の資格の部分、園庭の面積について、屋上や代替地の算入あるなど、今後確認をしてみたいと、問題なければ、認可したいと考えております。

会 長： ありがとうございます。ご質問等ありましたら、お願いします。

申請がありましたので、きちんとご確認いただければと思います。他に何かありますか。

(4) その他

保育こども園課： 和歌山市の1号・2号・3号の保育料について報告させていただきます。和歌山市では2号・3号の保育料について、従来は条例で決定してきました。4月から施行される子育て支援法により、1号の保育料につきましても和歌山市で決める事になりますが、条例で定める予定となっております。子育て支援法で、保育料については政令で定める額を限度として市町村が決定する額が保育料になることと決められております。ただ、本日の時点でまだ政令が出ていないために、議会に上程するにいたっておりません。政令が出次第上程する予定ですが、保育料は子育てをしている市民の大きな関心事であるというのは十分承知しておりながら、まだ決定することができないという状況にあることを報告させていただきます。

会 長： この会議までに間に合えばよかったです。現状として市だけでは動きませんので、ご説明通りでよろしいでしょうか。大体いつくらいになるのかわかりますか。

委 員： 3月20日頃ではないでしょうか。これでは保育料も認定も決まりません。本来ならば、12月くらいに決定されなければならなかったことです。現状として、無理なことが多いです。仮に3月20日に保育料が決まったところで、通知をもらって4月1日から入所するのは物理的に無理ではないかと思えます。しかし、政令が出なければ動きません。

今、私どももやっておりますが、延長保育の金額も決まりません。現在通園されている保護者にも説明がなされていません。4月から、保育短時間と標準時間になることすらわかっていない保護者がたくさんおられます。制度の変更に関する素朴な疑問も、4月以降に多く出るのではないかと思います。

会 長： 説明会などでは、どうですか。保育料の説明は、やはりはっきりしていないから、できなかったのでしょうか。

保育こども園課： 標準時間が今年の保育料とほぼ変わらない金額設定となっております。ただ厳密にいきますと、今までは所得税を基準にして保育料を算定していたのが、新

制度からは市民税の所得割額に置き換えるところが違います。短時間保育は、標準保育料から1、7%減額した金額と国が示しておりますので、去年の保育料から1、7%減額していただいた額になるように作成しているところです。

委員： 議会もありますので、先行して作成するわけにもいきません。しかし、困るのは市民の皆様です。

会長： ありがとうございます。ご質問等ありましたら、お願いします。申請の予定ということで、ご確認いただければと思います。
それでは、その他に事務局から何かございますか。

会長： 保護者は、保育時間の短時間と標準時間の枠組みはわかっておられるのでしょうか。

委員： 知らないと思います。

保育こども園課： 市でも新制度の説明会を開催しましたが、主に新規で入園される保護者が来られたと思います。すでに通園されている保護者については、変更がないと思って来られなかったということは十分考えられます。

会長： 保育料が決定したときに何らかの説明が必要だと思います。

委員： 保護者に対して、懇切丁寧に説明をする義務があると思います。

現在通っている子は、標準時間の保育が受けることができますが、例えばその兄弟が入園するとなつて、本来短時間認定の保護者の働き方であれば、下の子どもだけ短時間保育士か受けることができなくなるという自体が起こります。保護者は混乱します。園長保育料も今後は徴収することになるようですから、今までは無料であったものです。

何をとっても、保護者にとっては分からないことが多いわけです。

ですので、本当に皆で市民への説明が必要です。もちろん施設側でも努力しなければなりません。標準時間と短時間の説明は、まず、入所の受付の場面で、とりあえずは分かってもらわないと困ります。後の延長保育等は施設側で対応できるとしても、基本の部分の説明は納得しておいてもらいたいと思います。

会長： 新制度がスタートするまでに窓口が大変なことになるでしょうから、保育料の基準になるものをしっかりとお伝えしなければならないと思います。

4月からの混乱を防止するため、今からでも手を打つことがあればお願いします。

事務局： 本日ご意見をいただいた部分の反映・修正をさせていただくとともに、本来ならば保育料の状況も報告しなければならないのですが、できるだけ早くそれぞれの担当課で市民に説明できる体制を取っていきたいと思います。

今年度の子ども・子育て会議は、本日をもって終了させていただきたいと思います。

ただ、もし会議の中で決めなければならないことがあれば急遽開催することがあるかもしれませんので、その節はよろしく願いいたします。委員の皆様につきましては、昨年8月に委嘱させていただきましたが、本年3月31日をもって一応2年間の任期が終了ということになります。つきましては、改めて各団体や委員様個人に、来年度以降の委員の委嘱という形でご推薦・ご了承いただきたいと思いますのでご協力をお願いします。この計画の進捗状況の管理につきましても、できるだけご尽力いただければと思っております。

ただ、公募委員様に関しては改めて公募をするという形になっており、委員の再任は妨げないということになっております。もしよろしければ、市報わかやま3月号に委員募集のお知らせを掲載しますのでご応募をお願いします。

今後とも、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会 長： 他に何かございませんか。それでは、私の司会はおりさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

3 閉会

こども未来部長： 本日は、第8回目の子ども・子育て会議でしたが、長時間にわたりいろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。約1年半にわたり、皆様におかれましては厳しいスケジュールであったと存じますが、この計画の策定と公立の施設のあり方までご提言いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様方のおかげで職員もここまで頑張ってくることができました。まだまだこれからもやっていかなければならないことがたくさんあります。今後とも、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。